

# 平成 29 年度事業計画書

## 1 火災予防思想の普及啓発事業

国民に対する防火思想の普及啓発及び高揚を図るため、次の事業を実施する。

### (1) 防火ポスターの作成・配布事業

秋及び春の全国火災予防運動を広く国民に周知するための防火ポスターを作成・配布し、火災予防運動の高揚を図る。

作成枚数 秋・春 各 152,000 枚

配付先 都道府県、消防本部、関係団体

### (2) 山火事防止用標識の作成・配布事業

入山者等に対する山火事防止の啓発活動に資する標識を作成・配布し、入山コースやハイキングコースの人目に付き易い場所に設置して山火事防止を図る。

作成枚数 3,500 枚

配付団体数 各都道府県推薦の 70 消防本部・市町村

## 2 国民保護をはじめとする危機管理の普及啓発事業

国民保護をはじめとした危機管理意識の普及啓発及び国民保護・防災の危機管理体制の充実発展を図るため、次の事業を実施する。

### (1) 危機管理体制調査研究事業

国内外の過去の災害事例に基づき、特に災害発生直後における地方自治体の防災・危機管理業務（例：災害情報伝達、避難所運営）を円滑に実施するための地域住民による協働とその促進案を検討する。併せて、地方自治体の危機管理担当者等を対象とする研究会を全国各地で開き、研究成果の普及及び自治体間の知見共有を進展させ、地域の危機管理体制の充実・強化を図る。

#### ア 調査研究

(ア) 調査研究 文献調査、実地調査、検討委員会等

(イ) 報告書 ・作成部数 2,500 部

・配付先 都道府県、市町村、消防本部

#### イ 研究会

全国 5 カ所程度で開催

## (2) 危機管理普及啓発用ハンドブックの作成・配付事業

被災後の自助意識を高めるために、被災してしまった後に住民自らがすべき行動や公的支援の受け方、予め知っておくべき注意点等をわかり易く紹介する冊子（危機管理ハンドブック）を作成する。この冊子は、地方自治体や消防本部を通して、各地域の一般住民に配布する。

作成部数 210,000部

配付先 都道府県、市町村、消防本部

## (3) 携帯用防災小冊子の作成・配布事業

外出時に最低限必要な携行品や、なすべき安全確認、並びに災害発生時にとるべき行動などを場面に応じてチェックできる小冊子を作成して、消防本部を通じて国民に広く配布するものである。

作成部数 190,000部

配付先 都道府県、消防本部

## (4) 自治体向け危機管理の調査研究事業

危機管理に関して政府、自治体、企業等が抱える様々な課題を調査研究し、その成果をもとに「危機管理レビューVo1.9」を作成、配付することで、危機管理に関する最新の知見について共有を図る。

作成部数 1,000部

配付先 大学等研究機関

# 3 住宅防火対策の推進事業

## (1) 住宅防火防災推進シンポジウムに係る事業

「みんなで考えよう！地域の防火と防災対策」とのテーマで住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持管理、防災品等の普及促進を図り、住宅防火や家庭における防災対策の推進に資するため、住民参加のシンポジウムを開催する。（2カ所で開催予定）

## (2) CATV等による住宅防火広報事業

昨年度に引き続き、地方のケーブルテレビ等のメディアとタイアップして、住宅防火を啓発する広報番組を制作し放送する。（4カ所程度で実施予定）

### (3) 住宅防火広報資料等の作成・配布事業

平成28年度に実施した消防庁イメージキャラクター「消太くんシール」が各消防本部から好評であったことから、住宅防火関連の広報資料等（シール・クリアファイル・かるた等）を作成し、全国の消防本部に配布する。

### (4) 住宅防火啓発用冊子作成・配布事業

近年、住宅火災で尊い命が犠牲となる火災を減少させるため、その対応に資するため一般家庭向けの住宅防火啓発冊子を作成し、消防本部に配付する。

B5判 8ページ 40万部

### (5) 住宅用防災機器等の展示会への出展に係る事業

東京国際展示場（東京ビッグサイト）で開催される「第44回国際福祉機器展H.C.R.2017」に出展し、住宅用火災警報器の設置促進、住宅用消火器や防災品の普及等を目的とする住宅用防災機器等の展示、並びに高齢化社会における住宅防火意識の高揚を図るための広報・展示を行う。

### (6) 住宅防火情報の提供に係る事業

住宅防火対策推進協議会のホームページについて、関係する団体やユーザーからの意見に基づく更新や、住宅防火データの更新及び内容の充実を図ることにより、住民等への住宅防火に関する最新の情報提供等の便宜を図る。

## 4 刊行物の頒布事業

防火普及、危機管理及び住宅防火対策に係る小冊子、DVDその他の刊行物を作成し、頒布する。

## 5 その他

協会の目的達成に必要な事業を行う。